

会 議 録

会 議 の 名 称	令和 6 年度 第 2 回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開 催 日 時	令和 6 年 7 月 26 日（金）
開 催 場 所	飯塚市役所 本庁 4 階 入札室
出 席 委 員	馬奈木委員、高倉委員、荒川委員、菅野委員、河委員
欠 席 委 員	平嶋委員
事 務 局 職 員	市民環境部 長尾部長 環境整備課 尾形課長、一番ヶ瀬課長補佐、伊藤、手島
会 議 内 容	【事務局】 ～開会の挨拶～ 【議長】 本日の資料につきましては、来週 30 日に市議会の委員会で協議が行われる内容ですので、30 日の委員会終了までは、「非公開」という取り扱いにしたいと思いますが、よろしいですか。 【委員】 異議なし。 【議長】 それでは、議題の 1 番「自然環境保全対策について」、事務局の説明を求めます。 【事務局】 本日の審議会では、今月 30 日に開催される市議会の委員会に提出する資料について、ご審議いただきます。 まず始めに、資料 1-1 と 1-2 が関連しますので、併せて説明させていただきます。それでは、資料 1-1 をお願いいたします。 この資料は、前回説明しました「太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の骨子案」を条文形式にしたものです。条文形式にする中で、修正・変更した主な部分について、説明いたします。1 ページの第 5 条「市民の責務」をご覧ください。骨子案では「協力しなければならない」としていましたが、「協力するよう努めなければならない」と修正しています。 次に、2 ページの第 6 条「禁止区域」、第 7 条「抑制区域」をご覧ください。第 7 条の抑制区域ですが、骨子案では禁止区域にしていた文化財

保護法関連の区域を、条文案では第 7 条第 2 項第 2 号から第 4 号として抑制区域に規定しております。

その他、第 6 条の禁止区域ですが、第 3 項第 6 号に「宅地造成及び特定盛土等規制法」に基づく「宅地造成等工事規制区域」を追加しております。この区域につきましては、資料 1-2 をお願いいたします。左側の図につきましては、赤色で囲われた部分ですが、これまでの「宅地造成等規制法」で規制されていた区域です。しかし、今回、法律が抜本的に改正され、令和 5 年 5 月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」が施行されております。右側の図の赤色の線で囲まれた部分が、盛土等が崩壊した場合、隣接または近接する市街地や集落等の人家に危険を及ぼすおそれのある区域として県が指定できる「宅地造成等工事規制区域」となっております。今回、この部分を条例の禁止区域に規定することとしています。隣接・近接する土地の区域につきましては、2 ページをご覧ください。盛土部分が平地の場合は、市街地・集落から少なくとも 50 メートル程度、傾斜地の場合は、状況に応じて数百メートル以上が規制区域となります。このような規制区域となります「宅地造成等工事規制区域」を禁止区域として追加しております。

最後に、資料 1-1 の 5 ページをお願いいたします。第 22 条で審議会への意見聴取として、本委員会に意見を聞くことができることを追加で規定しております。以上で、資料 1-1、1-2 の説明を終わります。

次に、資料 1-3 をお願いします。この資料は、飯塚市自然環境保全条例に基づき届出があったメガソーラーの一覧です。左側の欄から、事業者名、事業地、事業面積、発電出力を記載しております、これまで 13 事業の届出がございました。

次に、資料 1-4 をお願いします。この資料は、条例案と関係法令の相関を示したものです。左側の欄に「条例案」、右側の欄に「関係法令等」を記載しています。特に、法律が関係する部分について、説明させていただきます。3 ページの第 12 条「説明会の開催」をお願いいたします。

説明会の開催につきましては、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」及び「再エネ特措法施行規則」で「住民の範囲」や「開催の時期」、「説明項目・説明事項」など詳細に規定されています。こちらは 4 ページにも続いておりますのでご確認ください。

同じく 4 ページの第 14 条「維持管理」をご覧ください。維持管理につきましては、再エネ特措法施行規則で「維持管理の計画策定や体制構築」、「通常時及び非常時に求められる対処」が規定されております。こちらでも 5 ページに続いてありますが、「電気事業法」でも事業用電気工作物の維持について規定されております。

6 ページの第 17 条「廃止の届出」をお願いいたします。ここでは、「再エネ特措法」及び「再エネ特措法施行規則」で廃棄費用の積立てについて規定されています。併せて、資源エネルギー庁が「廃棄等費用積立ガイドラ

イン」を策定しており、その他、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」でも適正な廃棄について規定されております。

7 ページの第 21 条「国又は県への報告」をお願いいたします。ここでは、再エネ特措法で、国が指導、改善命令を行い、従わない場合は認定の取消しができることとなっています。その他、電気事業法でも使用の制限等の規定がございます。以上で、資料 1-4 の説明を終わります。

次に、資料 1-5 をお願いします。この資料は、協定締結を義務にしている自治体を一覧にしたものです。私共が調べる限りでは、25 自治体が該当しております。一覧表は、左から「都道府県名」、「市町村名」、「条例名」、「締結の相手方」を記載しています。相手方としましては、今回の条例案と同様、主に「自治会」などが規定されております。

最後に、資料 1-6 をお願いします。この資料は、協定書のひな形です。これは、市民の皆さんが事業者と協定を結ぶ際に参考にしていただくために、維持管理や補償、撤去・処分、権利譲渡など基本的な事項を記載したものです。このひな形はあくまでも参考にしていただくもので、実際に協定を結ぶ際は、それぞれのケースに応じて、市民・事業者の双方でご協議いただき、必要な事項の追加等が行われるものと考えています。

以上、説明を終わります。

【議長】

確認します。まず、5 条（市民の責務）が努力義務に変わっているということ。それから 6 条（禁止区域）に新たな法律の区域が追加されるということと、文化財関係について抑制区域で規制しようということ。それから、この審議会に意見聴取ができるということ。

2 条についても変わっているようですが、どこが変わっているのですか。

【事務局】

骨子案の際は、対象面積の 1,000 ㎡と屋根や壁面設置などの除外規定は第 9 条の届出の中に規定しておりましたが、定義の中に盛り込む形で移動しています。

【議長】

資料について、これだけ詳しい資料を揃えることは大変だったかと思います。これは極めて貴重な財産だと思います。ありがとうございます。

さて、条例案を確認したうえで、もしかすると難しい問題が起きるかもしれないと思われる部分がありました。

協定を結ぶということで話が進行し、一定の団体が結ぼうとした。それではだめだというグループが出てきて、意見調整ができなかった場合、これは外の 25 自治体がどうなっているかわかりますか。

資料の茨城県筑西市、「居住する住民及び当該区域内において農林水産業及びその他の事業を営むもの」あるいは「200メートル以内に建築物等を所有している者」これは立場が違います。例えば、農林水産業その他の事業を営む者が入っている大きなグループが協定を結ぼうとした。ところが、特定の事業を営む者がそれではだめだと言って反対したケースの場合、どうするのか、解決策は入っていますか。

【事務局】

調査した自治体の条例内には、その部分に関する調整の規定はありませんでした。各自治体に問い合わせたところ、条例に一律に規定して対応することが難しいため、ケースバイケースで対応する他ないという回答がほとんどでした。

【議長】

ということは、複数あっても構わないという立場ですね。

【事務局】

はい。

【議長】

問題は、業者がもう一部と締結しており義務を果たしたというケースだと思います。起きそうな気がします。

【委員】

協定書について、自治会で勉強し、協定書案を出したところ、事業者が都合のいいように変えてきたことがありました。ひな形のとおり事業者が受け入れるかどうかはわからないと思います。その場合は、市に調整をお願いしたいと思います。

【議長】

住民側が一体で業者と渡り合っている場合は、問題ないと思います。住民が飲まない限り、義務付けられている協定が結べない形が続くことになるからです。その場合は、先に進めないことになります。

問題は、業者としては義務を果たしたと言える状況を作れる場合、どうしても納得がいけないという一部の反対グループとの調整方法をどうするか。これが実際に問題になる可能性がある。

住民側がまとまっていれば、あまり心配はいらないと思います。住民側の意見を全て飲むことはできないですが、当然市も間に入り、それぞれの立場からまとめようと努力を尽くすことになると思います。そのうえで

結べなければ義務を果たせないため、作れないという話になる。義務付けるとしたら、極論、業者がそれはおかしいということで裁判を起こすかという話になります。

問題はまとまっていないときに、結ぶ立場の方がいた場合、業者としては義務を果たしたと主張する。住民側は反対グループがそれでは認めないと主張するとなると、結局は、そのグループが裁判を起こさなければならないということになると思います。その時に、住民は市に対して調整すべきだと言えるのかという問題です。市が調整をすると考えているのであればその手続きを想定しておくべきではないかと思います。住民側が割れた場合のために。これが私の問題提起です。実際に市として困るのはそちらだという気がします。

結局はケースバイケースだと思いますが、決定的な事例がいくつかあればと思います。

【事務局】

議長からの問題提起については、事務局内部でも協議しております。例えば、住民側に二つグループがある場合は、もちろんケースバイケースではあるものの、双方と協定を結ぶ道もあるかと考えております。ただし、住民側が10グループなど、多数に分かれて要望した場合に、こういった調整ができるかは課題だと考えています。

全国の自治体に調査を行っていますが、基本的にはどの自治体も1グループとの締結を想定しており、住民側が分かれた場合は、ケースバイケースで対応していくという回答でした。

【議長】

先程話した、農林水産業と住居の話は対象が違うから二つとも結ぶこともあり得ると思います。

問題は対象が同じ場合、二つという意味は、片方が厳しいということですよ。そうすると、業者が厳しい方を飲むわけがなく、厳しくない方で締結し、義務を果たしたと主張する。その場合に、義務を果たしたと言わせていいのかという話です。難しいですが、基本は住民側で統一して頂かないとどうにもならない話だとは思いますが。

だから、市がどこまで手を尽くして、まとまらなかった際はどうか。これまでのケースで行くと、納得できないグループが裁判を起こすほかないと思います。

これだけ資料を揃えて頂いて、ありがとうございます。

【委員】

禁止区域について、宅地造成というところは追加になりましたが、前回の審議会でもお伝えした住民の声などは禁止区域に反映することが難しい

ということでしょうか。

【事務局】

資料 1-2 の右側のピンクの部分を禁止区域として指定しようとしているところです。このピンク中に黄色の部分があるかと思います。白旗山で例を挙げると、黄色の中がけやき台や新相田などの住宅のイメージ、ピンクのみの部分がパネル設置中の傾斜になっている部分というイメージです。

ピンクのみの部分を県がどのように指定していくかは、資料 1-2 の 2 枚目のとおり、平地の場合は住宅地の境目から少なくとも 50m 以上、傾斜地については、状況にもよりますが数百 m 以上の範囲を設定することができることとなっています。

委員の言われる、住民の皆様が懸念してきた中身については、この区域を指定することにより解消できると考えています。

【委員】

県は森林法に基づいて許可を出しますが、その部分との関係を教えてください。

【事務局】

森林法は都道府県の許可が必要ですが、盛土規制法についても都道府県の許可が必要な法律となっています。

【委員】

定義の中の周辺関係者について、「所在する自治会」と「隣接する自治会」のみで限定されています。説明会の場合は、影響を受ける恐れのあるもの及び周辺関係者が出席を依頼した者の参加を拒むことができないと書いてあるので、上記以外の方でも参加できるのですか。

【事務局】

前回審議会でも同じ内容のご意見を頂いたかと思います。説明会自体は広く受け入れることが理想ですが、開催前に周知を要するため、その周知の範囲をある程度限定しなければ事業者に過度な負担がかかることとなります。その観点から線引きを行っています。ただし、説明会に来ていただくのは、周辺関係者のみならず、色んな方に来ていただくことが望ましいと考えています。

【議長】

どの範囲かは決めておかなければならないと思います。できれば周知方法も。

どこまで入れるかは、利害関係がある方は全て入れることが望ましいですが、義務付けた場合に、どの範囲で義務を果たしたことになるのかという問題が起きてくる可能性があると思います。

【委員】

説明会の周知はライン等では回さないのですか。回覧板は見ないのですが、ラインは確認しています。ラインで来たら見る人が多いかと思います。

【事務局】

残念ながら、飯塚市公式ラインの登録者数が少ないため、自治会回覧板等と比べると周知が行きわたらないというご批判を頂く可能性があると考えております。

【委員】

住民説明会の周知の手紙は事業者が入れるわけです。基本的には事業者がポスティングしていくことが本当かなと思います。

【議長】

事業者に周知徹底させなければならない範囲と、住民側が参加を募る範囲は違うと思います。義務で周知させなければならない範囲はきちんと決めておかなければならない。周知義務を超えた部分については住民側が頑張らないといけないと思います。

【委員】

説明会について、事業者としては、住民が何を言おうが開催したとなり、住民が納得しないままに工事が進んだということも今までにありました。

【議長】

まず説明会を義務付ける、そうすると説明会を開くための前提条件として周知範囲を義務付ける。そのうえで、開いた場合の中身をどうするかということが協定の義務付けになってくる。協定を義務付ければ説明会の中身も義務付けられることになります。説明会の中でその問題について答えられなければ協定書が結べないということになるでしょう。

住民側がこの部分をどうするか議論したいという意思があったにも関わらず、説明会の中で議論ができなかった場合、協定は締結できないでしょう。協定書を義務付けるということはかなり大きいです。

【委員】

協定のやり取りにかなりの時間がかかるので、そこで時間を稼げという

ことですか。

【議長】

そうです。時間をかけることは住民にとって有利になります。不利にはならないはずです。

条例は、住民が問題点をはっきりさせるために使えるかという観点から見て頂く方がいいと思います。住民が何もしないで、市が止めるという条例はないと思います。そういった条例案を作ったとしたら違法だと思います。

この条例は、かなり使い勝手のいい条例になりそうな気がします。ただし、最後は協定書が結べるかどうか勝負になりそうな気がします。

スケジュールとしてはどうなっていますか。

【事務局】

7月30日に市議会委員会へ、今日ご審議頂いた内容と同じ内容でお諮りします。30日にどういったご意見があるかはわかりませんが、資料要求等ある可能性もございます。その際は、審議会にてご意見いただいた後に、委員会へ諮らせて頂きたいと考えています。

今、執行部が考えている中では、もともと9月議会で条例案を上程したいという気持ちではありましたが、資料要求等もあり、9月議会上程は難しい状況となっております。早くても12月議会、遅くとも3月議会には上程したいと考えています。

【議長】

いずれにしても、議会の中で審議が行われて、審議の過程で資料要求や問題提起があり、その手直し等が入る。その後、条例案が出る。委員会で結論が出た場合は、議会ではまず通るのですか。

【事務局】

議会に条例案を上程し、議会から所管委員会に付託され、まず、その委員会の中で賛否を問う形となります。その後、議会全体でこの条例案に対する賛否を問う形となっております。そこで賛成が過半数以上であればこの条例が成立する流れとなります。

ある程度議論を尽くして上程したいという気持ちがありますので、早くても12月、遅くとも3月には上程したいと考えております。

それに伴い、法制部局と打ち合わせた結果、今回の条例案が可決された場合、現在自然環境保全条例にて対応している太陽光案件を除外し、本条例案にて対応するために、条例案の上程と同時進行で、自然環境保全条例の一部改正を要します。次回以降の審議会にてお諮りさせて頂きたいと考

えております。

【議長】

考え方としては、現在自然環境保全条例にて全事業を対応しているが、これを特別法として作った場合、その部分を除外し、除外していない他の部分は残るということですね。

【事務局】

そういうことです。

【議長】

除いたということを保全条例でも文章にしておく必要があるということですね。

【事務局】

そういうことです。太陽光事業については保全条例から除くという形になると思われます。

【委員】

太陽光関連事業の最初は森林伐採等が行われることもあると思いますが、それらも太陽光発電に関連する事業の一つとして、こちらの条例でということによいですか。

【事務局】

太陽光発電事業を実施するために森林を伐採するものについては、新しい条例の方で、それ以外の事業での森林伐採は自然環境保全条例でということです。

【議長】

最初の段階では、二つの条例を施行する意義についての議論もありましたが、このように条例案が出てくると、これはこれで意義があるのかなと思いました。

今日の審議はここまでということによいでしょうか。ありがとうございました。

【事務局】

～閉会挨拶～

以上

会 議 資 料	・【1-1】 条例案 ・【1-2】 宅地造成等規制区域イメージ図 ・【1-3】 自然環境保全条例届出状況一覧 （メガソーラー） ・【1-4】 条例理解促進のための資料 ・【1-5】 地域住民等との協定締結を義務としている 自治体調べ ・【1-6】 協定書ひな形
公開・非公開の別	1 公開 2 一部公開 3 非公開 (傍聴者 0 人)
そ の 他	

資料1

自然環境保全対策について

- ・【1-1】条例案
- ・【1-2】宅地造成等規制区域イメージ図
- ・【1-3】自然環境保全条例届出状況一覧
(メガソーラー)
- ・【1-4】条例理解促進のための資料
- ・【1-5】地域住民等との協定締結を義務としている
自治体調べ
- ・【1-6】協定書ひな形

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）

（目的）

第 1 条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築物（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 1 項に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）をいう。

(2) 太陽光発電事業 次に掲げる事業のうち、事業区域の面積が 1,000 平方メートル（当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に隣接した場所で太陽光発電設備の設置を行うときは、同一の事業区域とみなす。）以上のものをいう。

ア 太陽光発電設備の設置（森林等の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。）を行う事業

イ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備の存する事業区域の維持管理を行う事業

ウ 太陽光発電設備による電気の発電及び供給を行う事業

(3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。

(4) 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。

(5) 周辺関係者 事業区域が所在する自治会（事業区域に隣接する自治会を含む。）の区域に居住する者をいう。

（市の責務）

第 3 条 市は、第 1 条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

（事業者の責務）

第 4 条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、災害の発生の防止及び生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。

2 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するとともに、その保持に努めなければならない。

（市民の責務）

第 5 条 市民は、市が実施する施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。

(禁止区域)

第 6 条 市長は、災害の発生の防止及び生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を、禁止区域として指定することができる。

2 事業者は、禁止区域において、太陽光発電事業を実施してはならない。ただし、太陽光発電事業の内容等が、関係法令の定めに適合したものであるときは、この限りではない。

3 第 1 項に規定する禁止区域は、次のとおりとする。

- (1) 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された砂防指定地
- (2) 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域
- (3) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域
- (4) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域
- (5) 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林
- (6) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域（ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 3 条に規定する土地の形質の変更を伴う場合に限る。）

(抑制区域)

第 7 条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができる。

2 前項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。

- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域
- (2) 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項に規定する重要文化財、同法第 57 条第 1 項の規定により登録された有形文化財及び同法第 109 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域並びに同法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地
- (3) 福岡県文化財保護条例（昭和 30 年福岡県条例第 25 号）第 4 条第 1 項に規定する福岡県指定有形文化財及び同条例第 37 条第 1 項に規定する福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域
- (4) 飯塚市文化財保護条例（平成 18 年飯塚市条例第 112 号）第 4 条第 1 項に規定する飯塚市指定有形文化財及び同条例第 32 条第 1 項に規定する飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域

(事前協議)

第 8 条 事業者は、次条の規定に基づく届出をしようとするときは、あらかじめ事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定めるところにより、市長と協議し

なければならない。

- 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。

(事業計画の届出)

第9条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとする場合は、当該設置工事に着手する60日前までに、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

(事業計画の変更等の届出)

第10条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(公告及び閲覧)

第11条 市長は、第9条第1項又は前条の規定に基づく届け出があったときは、公告その他の方法により周知するとともに、当該届出を公告の日から30日間、閲覧に供するものとする。

(説明会の開催)

第12条 事業者は、第9条第1項又は第10条の届け出を行った日から起算して45日以内に、周辺関係者に対して、事業計画等に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、事業を中止した場合及びその他規則で定める場合はこの限りではない。

- 2 事業者は、説明会を開催する日の14日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、市長及び周辺関係者に周知しなければならない。
- 3 事業者は、説明会において、周辺関係者以外の者で当該太陽光発電事業により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び周辺関係者が出席を依頼した者の参加を拒むことができない。
- 4 事業者は、説明会において、事業計画等の内容を説明する資料を参加者に交付するとともに、参加者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。
- 5 市長は、説明会に職員を立ち合わせることができる。
- 6 事業者は、説明会を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(太陽光発電設備設置の完了の届出)

第13条 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(維持管理)

第14条 事業者は、災害の発生の防止及び生活環境の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。

(協定の締結)

第 15 条 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生の防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない。

ただし、規則で定める理由により、協定を締結することが困難な場合は、この限りではない。

- 2 協定に関して疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、誠意をもってその解決に努めるものとする。
- 3 事業者が太陽光発電事業を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合、譲り受ける者又は借り受ける者は、第 1 項の規定により締結した協定の効力を継承するものとする。
- 4 事業者は、第 1 項の協定の締結をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(地位承継の届出)

第 16 条 事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位の承継をした者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第 17 条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。

- 2 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき、太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置を講じなければならない。

(報告の徴収及び立入調査)

第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域への立入調査を行わせることができる。

- 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 3 第 1 項の規定に基づく調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導又は助言)

第 19 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。

(勧告及び公表)

第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

- (1) 第 9 条から第 10 条、第 13 条及び第 16 条から第 17 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき

- (2) 第 18 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき
- (3) 第 18 条の規定による立入調査を正当な理由なく拒んだとき
- (4) 正当な理由なく、前条の規定による指導に従わないとき

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称並びに住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。

（国又は県への報告）

第 21 条 市長は、前条第 2 項の規定による公表をしたときは、国又は県へ報告することができる。

（審議会への意見聴取）

第 22 条 市長は、自然環境、生活環境等の保全について、必要に応じて飯塚市自然環境保全条例（平成 18 年飯塚市条例 239 号）第 6 条に規定する飯塚市自然環境保全対策審議会の意見を聴くことができる。

（委任）

第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和●年●月●日から施行する。

（経過措置）

2 太陽光発電設備を設置しようとする事業者で、この条例の施行の日より以前に、飯塚市自然環境保全条例に基づく手続きを行っている場合、又は施行の日から起算して 60 日以内に工事に着手する場合は、この条例は適用しない。

<従来の宅地造成工事規制区域>

自然的要件に該当する範囲

- ・造成に伴い災害の生ずるおそれの強いがけの発生しやすい地域
- ・災害の発生しやすい地盤特性を有する地域
- ・土砂災害発生の危険性を有する地域

宅地造成工事 規制区域

市街地・市街地となろうと
する土地の区域

- 例)
- ・都市計画区域
 - ・地域開発計画等策定区域
 - ・現に宅地造成が行われている区域又は今後宅地造成が行われると予想される区域)

社会的要件に該当する範囲

<盛土規制法における宅地造成等工事規制区域>

隣接・近接する土地の区域

市街地・集落等の区域外であつても、盛土等の崩落が発生した場合、隣接・近接する市街地・集落等の人家等に危害を及ぼすおそれのある区域

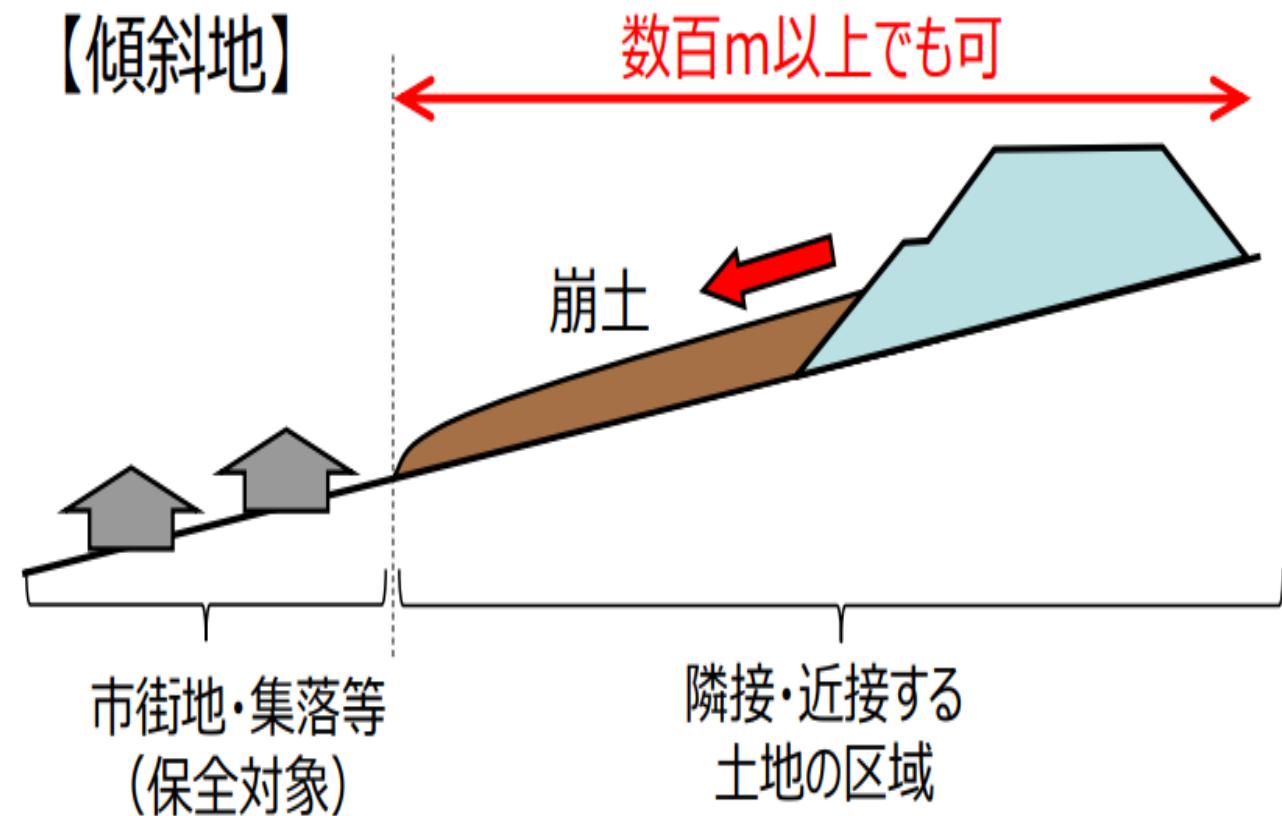
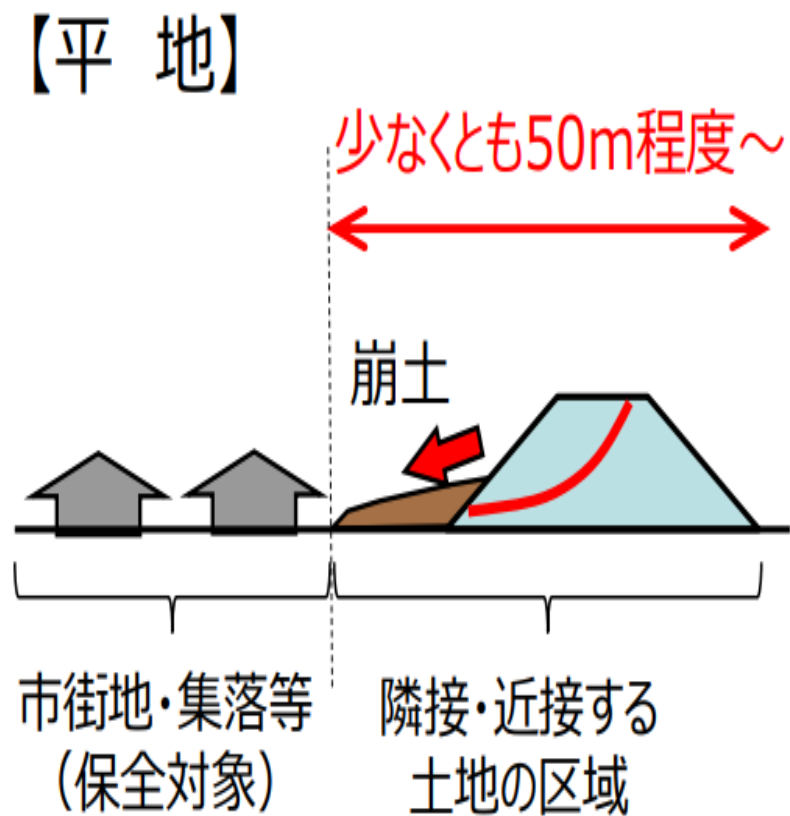
宅地造成等 工事規制区域

市街地・市街地となろうと
する土地の区域

- 例)
- ・都市計画区域
 - ・準都市計画区域
 - ・地域開発計画等策定区域
 - ・現に開発行為が行われている区域又は今後開発行為が行われると予想される区域)

要件に該当する範囲

集落



市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域のイメージ

【1-3】

飯塚市自然環境保全条例に基づく届出一覧：太陽光発電事業（メガソーラー）

No.	事業者名	事業地	事業面積（㎡）	備考欄（発電出力）
1	（株）快適空間 F C	相田181番134 他	26, 532	2, 986kw
2	F A S エコエナジー（株）	赤坂869番1 他	57, 000	3, 980kw
3	未来創電上三緒（株）	綱分1280番9 他	266, 327	13, 500kw
4	（株）ティーティーエス企画	大分597番1 他	75, 877	1, 990kw
5	GreenBrilliant合同会社	勢田2529番3 他	26, 000 （全体： 412, 900）	7, 920kw （事業地：飯塚市、直方市）
6	合同会社アサヒ飯塚メガソーラー	伊岐須1番1 他	341, 035	19, 476kw
7	（株） Sai	佐與2198番1 他	136, 638	3, 710kw
8	K H ソーラー（株）	鹿毛馬809番33	12, 139	1, 000kw
9	直方ソーラーファーム合同会社	勢田2593番9 他	25, 453 （全体： 649, 359）	18, 400kw （事業地：飯塚市、直方市・小竹町）
10	日本エネルギー総合システム（株）	馬敷480 他	172, 712	10, 000kw
11	合同会社ノーバルソーラー	幸袋747番6 他	116, 012	4, 320kw
12	（株）アルティメット	佐與2610番3 他	26, 209	1, 500kw
13	（株）上里建設	赤坂619番34 他	19, 626	1, 250kw

※メガソーラー ＝ 1, 000kw以上

※発電出力については、公表用ウェブサイト（事業計画認定情報）を参照。

「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）」と「関係法令等」との照合

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）	関係法令等
（目的） 第1条 この条例は、太陽光発電設備の適正な設置、維持管理及び撤去等に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止するとともに、市民の生命及び財産の保護並びに生活環境の保全に寄与することを目的とする。	●飯塚市自然環境保全条例 （目的） 第1条 この条例は、自然環境の変化が市民の生活環境に対する不安を招いている現状にかんがみ、市と市民が連携して、自然環境に重大な影響を及ぼす事業活動を未然に防止することにより、自然環境を保全し、もって安全な生活環境を守ることを目的とする。
（定義） 第2条 この条例において、次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電設備 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備（建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1項に規定する建築物をいう。）の屋根、壁面又は屋上に太陽光発電設備を設置するものを除く。）をいう。 (2) 太陽光発電事業 次に掲げる事業のうち、事業区域の面積が1,000平方メートル（当該太陽光発電設備を設置する者と実質的に同一又は共同の関係にあると認められる者が同時期又は近接した時期に隣接した場所で太陽光発電設備の設置を行うときは、同一の事業区域とみなす。）以上のものをいう。 ア 太陽光発電設備の設置（森林等の伐採、切土、盛土その他の造成工事を含む。以下同じ。）を行う事業 イ 太陽光発電設備及び当該太陽光発電設備の存する事業区域の維持管理を行う事業 ウ 太陽光発電設備による電気の発電及び供給を行う事業 (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。 (4) 事業者 太陽光発電事業を実施する者をいう。 (5) 周辺関係者 事業区域が所在する自治会（事業区域に隣接する自治会を含む。）の区域に居住する者をいう。	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （定義） 第2条 この条例において次の各号に定める用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 太陽光発電施設 太陽光を電気に変換する設備及びその附属設備をいう。 (2) 太陽光発電事業 太陽光発電施設を利用し発電を行う事業（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物の屋根又は屋上に太陽光発電施設を設置するものを除く。）で、出力の合計が10キロワット以上のもの（同一又は共同の関係にあると認められる設置者が、同時期若しくは近接した時期又は近接した場所に設置する太陽光発電施設の合算した出力が10キロワット以上となるときを含む。）をいう。 (3) 事業区域 太陽光発電事業の用に供する土地の区域をいう。 (4) 事業者 太陽光発電事業を行う者をいう。 (5) 周辺関係者 太陽光発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者をいう。
（市の責務） 第3条 市は、第1条に規定する目的を達成するため、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。	●飯塚市自然環境保全条例 （市の責務） 第3条 市は、自然環境の保全及び安全な生活環境を守るために必要な施策を総合的に実施しなければならない。 2 市は、この条例の施行に関し、情報の公開に努めなければならない。
（事業者の責務） 第4条 事業者は、太陽光発電事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、災害の発生の防止並びに生活環境の保全のために必要な措置を講ずるとともに、市が実施する施策に協力しなければならない。 2 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するとともに、その保持に努めなければならない。	●飯塚市自然環境保全条例 （事業者の責務） 第4条 事業者は、前条第1項の施策に協力し、周辺住民に対する当該事業の説明に努めなければならない。 2 事業者は、常に生活環境の安全に影響が生じないように注意するとともに、その影響が生じ、又はそのおそれがあるときは、自らの責任において、直ちに適切な措置を講じなければならない。

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）	関係法令等
（市民の責務） 第 5 条 市民は、市が実施する施策及びこの条例に定める手続の実施に協力するよう努めなければならない。	●飯塚市自然環境保全条例 （市民の責務） 第 5 条 市民は、第 3 条第 1 項の施策に協力しなければならない。
（禁止区域） 第 6 条 市長は、災害の発生の防止及び生活環境の保全のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を、禁止区域として指定することができる。 2 事業者は、禁止区域において、太陽光発電事業を実施してはならない。ただし、太陽光発電事業の内容等が、関係法令の定めに適合したものであるときは、この限りではない。 3 第 1 項に規定する禁止区域は、次のとおりとする。 （1） 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の規定により指定された砂防指定地 （2） 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された地すべり防止区域 （3） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の規定により指定された急傾斜地崩壊危険区域 （4） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の規定により指定された土砂災害特別警戒区域 （5） 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の規定により指定された保安林 （6） 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 10 条第 1 項の規定により指定された宅地造成等工事規制区域（ただし、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和 37 年政令第 16 号）第 3 条に規定する土地の形質の変更を伴う場合に限る。）	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （禁止区域） 第 4 条 町長は、災害の防止、景観、良好な自然環境等の保全又は太陽光発電施設の地域環境との調和のため、太陽光発電事業の実施を認めない区域を禁止区域として指定することができる。 2 事業者は、前項の規定により指定した区域を事業区域に含めてはならない。ただし、事業区域及びその周辺区域の状況等により明らかに支障がないと町長が判断したときは、この限りでない。 3 第 1 項に規定する禁止区域は、次のとおりとする。 （1） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 9 条第 1 項の土砂災害特別警戒区域 （2） 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に基づき町が策定した岡垣町立地適正化計画に定める居住誘導区域、都市機能誘導区域、集落環境維持区域及びまちなかにぎわい誘発区域
（抑制区域） 第 7 条 市長は、太陽光発電事業の実施について、特に配慮が必要と認められる区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができる。 2 前項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。 （1） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 7 条第 1 項の規定により指定された土砂災害警戒区域 （2） 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条第 1 項に規定する重要文化財、同法第 57 条第 1 項の規定により登録された有形文化財及び同法第 109 条第 1 項に規定する史跡名勝天然記念物が所在する区域並びに同法第 93 条第 1 項に規定する周知の埋蔵文化財包蔵地 （3） 福岡県文化財保護条例（昭和 30 年福岡県条例第 25 号）第 4 条第 1 項に規定する福岡県指定有形文化財及び同条例第 37 条第 1 項に規定する福岡県指定史跡名勝天然記念物が所在する区域	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （抑制区域） 第 5 条 町長は、災害の防止、景観、良好な自然環境等の保全又は太陽光発電施設の地域環境との調和のため、太陽光発電事業の実施に特に配慮が必要な区域を抑制区域として指定し、事業者に対し事業区域に含めないよう求めることができる。 2 前項に規定する抑制区域は、次のとおりとする。 （1） 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条第 1 項の急傾斜地崩壊危険区域 （2） 砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 2 条の砂防指定地 （3） 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 3 条第 1 項の地すべり防止区域 （4） 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第 7 条第 1 項の土砂災害警戒区域 （5） 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 20 条第 1 項の特別地域のうち自然公園法施行規則（昭和 32 年厚生省令第 41 号）第 9 条の 12 第 1 号に規定する第 2 種特別地域及び第 3 種特別地域 （6） 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の鳥獣保護区 （7） 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号の農用地区域 （8） 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の保安林

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）	関係法令等
（抑制区域）第 7 条の続き (4) 飯塚市文化財保護条例（平成 18 年飯塚市条例第 112 号）第 4 条第 1 項に規定する飯塚市指定有形文化財及び同条例第 32 条第 1 項に規定する飯塚市指定史跡名勝天然記念物が所在する区域	(9) 都市再生特別措置法（平成 14 年法律第 22 号）第 81 条第 1 項に基づき町が策定した岡垣町立地適正化計画に定める既存環境維持区域
（事前協議） 第 8 条 事業者は、次条の規定に基づく届出をしようとするときは、あらかじめ事業に関する計画（以下「事業計画」という。）について、規則で定めるところにより、市長と協議しなければならない。 2 市長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対し、必要な指導又は助言をすることができる。	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （事前協議） 第 6 条 事業者は、第 8 条第 1 項の規定による届出をしようとするときは、あらかじめ事業に関する計画について町長と協議しなければならない。
（事業計画の届出） 第 9 条 事業者は、太陽光発電事業を実施しようとする場合は、当該設置工事に着手する 60 日前までに、事業計画について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （事業計画の届出） 第 8 条 事業者は、太陽光発電事業を行おうとするときは、当該設置工事に着手する日の 60 日前までに、太陽光発電施設の設置に関する計画（以下「事業計画」という。）について、町長に届け出なければならない。
（事業計画の変更等の届出） 第 10 条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	●飯塚市自然環境保全条例 （事業計画の変更等） 第 8 条 事業者は、前条の届出後において、事業計画の変更又は中止をしたときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。
（公告及び閲覧） 第 11 条 市長は、第 9 条第 1 項又は前条の規定に基づく届け出があったときは、公告その他の方法により周知するとともに、当該届出を公告の日から 30 日間、閲覧に供するものとする。	●飯塚市自然環境保全条例 （公告及び閲覧） 第 10 条 市長は、第 7 条又は第 8 条の届出があったときは、公告その他の方法により周知するとともに、当該届出を公告の日から 30 日間、閲覧に供するものとする。
（説明会の開催） 第 12 条 事業者は、第 9 条第 1 項又は第 10 条の届け出を行った日から起算して 45 日以内に、周辺関係者に対して、事業計画等に関する説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。ただし、事業を中止した場合及びその他規則で定める場合はこの限りではない。 2 事業者は、説明会を開催する日の 14 日前までに、その日時、場所等を印刷物の配布等の方法により、市長及び周辺関係者に周知しなければならない。 3 事業者は、説明会において、周辺関係者以外の者で当該太陽光発電事業により生活環境に影響を受けるおそれがある者及び周辺関係者が出席を依頼した者の参加を拒むことができない。 4 事業者は、説明会において、事業計画等の内容を説明する資料を参加者に交付するとともに、参加者の十分な理解が得られるよう努めなければならない。 5 市長は、説明会に職員を立ち合わせることができる。	●再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 （再生可能エネルギー発電事業計画の認定） 第 9 条 2 再生可能エネルギー発電事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 七 再生可能エネルギー発電事業の用に供する再生可能エネルギー発電設備が出力その他の事項に関する経済産業省令で定める要件に該当する場合においては、当該再生可能エネルギー発電設備の設置の場所の周辺地域の住民に対する説明会の開催その他の再生可能エネルギー発電事業の実施に関する事項の内容を周知させるための措置として経済産業省令で定めるものの実施状況に関する事項 ●説明会及び事前周知措置実施ガイドライン（資源エネルギー庁） ①説明会等を実施すべき再エネ発電事業 (1)説明会等を実施すべき再エネ発電施設の範囲 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 2 (2)実施すべき措置

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）	関係法令等
（説明会の開催）第 12 条の続き 6 事業者は、説明会を終了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号、第 2 号 ②説明会の要件 （1）周辺地域の住民の範囲 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 1 号 （2）開催時期 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 7 号 （3）開催案内 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 2 号 （4）説明項目及び説明事項 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号 （5）議事等 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号～第 6 号 （6）説明会を開催したことを証する資料 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3 ③事前周知措置の要件 （1）周知方法等 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 3 項第 1 号～第 4 号（4 項 or 3 号） （2）事前周知措置を実施したことを証する資料 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 第 2 項第 7 号の 3 ④計画変更による変更認定に伴う説明会等 （1）説明会等を実施すべき計画変更の内容 再エネ特措法施行規則第 8 条の 2 （2）計画変更に伴う説明会等の要件 再エネ特措法施行規則第 4 条の 2 の 3 第 2 項第 3 号、第 7 号
（太陽光発電設備設置の完了の届出） 第 13 条 事業者は、太陽光発電設備の設置が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （設置工事完了の届出） 第 9 条 事業者は、太陽光発電施設の設置工事を完了したときは、その旨を速やかに町長に届け出なければならない。当該設置工事を中止したときも、同様とする。
（維持管理） 第 14 条 事業者は、災害の発生及び生活環境等の保全に支障が生じないよう、太陽光発電設備及び事業区域内を常時、安全かつ良好な状態となるよう維持管理しなければならない。	●事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁） ①保守点検及び維持管理に関する計画の策定及び体制の構築 再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号、第 14 号 ②通常運転時に求められる取組 （1）安全の確保に関する取組 再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号、第 14 号、第 2 項第 1 号 （2）発電性能の維持に関する取組 再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）	関係法令等
（維持管理） 第 14 条の続き	(3) 出力制御 再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 4 号、第 14 条第 1 項第 8 号チ ③非常時に求められる対処 再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号、第 14 号、第 2 項第 1 号 ●電気事業法 （事業用電気工作物の維持） 第三十九条 事業用電気工作物を設置する者は、事業用電気工作物を主務省令で定める技術基準に適合するように維持しなければならない。 2 前項の主務省令は、次に掲げるところによらなければならない。 一 事業用電気工作物は、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えないようにすること。 二 事業用電気工作物は、他の電氣的設備その他の物件の機能に電氣的又は磁氣的な障害を与えないようにすること。 三 事業用電気工作物の損壊により一般送配電事業者又は配電事業者の電気の供給に著しい支障を及ぼさないようにすること。 四 事業用電気工作物が一般送配電事業又は配電事業の用に供される場合にあっては、その事業用電気工作物の損壊によりその一般送配電事業又は配電事業に係る電気の供給に著しい支障を生じないようにすること。
（協定の締結） 第 15 条 事業者は、周辺関係者との良好な関係を構築するにあたり、太陽光発電事業を実施する前に、災害の発生防止及び生活環境の保全に関する事項等について、周辺関係者と協定を締結しなければならない。 ただし、規則で定める理由により、協定を締結することが困難な場合は、この限りではない。 2 協定に関して疑義が生じた場合は、双方で協議を行い、誠意をもってその解決に努めるものとする。 3 事業者が太陽光発電事業を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合、譲り受ける者又は借り受ける者は、第 1 項の規定により締結した協定の効力を継承するものとする。 4 事業者は、第 1 項の協定の締結をしたときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。	●中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例（※一例） （協定の締結） 第 10 条 事業者は、前条第 1 項の規定による説明会の後、第 11 条第 1 項に規定する届出を行う前に、利害関係団体等と書面による協定を締結しなければならない。ただし、利害関係団体等が、事業者の協定締結の求めに対し正当な理由がなく協定の締結に応じない場合は、この限りでない。 2 事業者は、前項の協定を締結した後に事業の内容を変更しようとする場合は、利害関係団体等と改めて協議し、前項の協定を見直さなければならない。 3 事業者は、再生可能エネルギー発電設備を第三者に譲渡し、又は貸し付けようとする場合は、譲り受ける者又は借り受ける者に対し、前 2 項の規定により締結した協定の効力を継承させなければならない。
（地位承継の届出） 第 16 条 事業者から事業の譲渡、相続、法人の合併等によりその地位の承継をした者は、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （承継） 第 12 条 第 8 条第 1 項の規定による届出をした者から当該届出に係る事業を譲り受け、又は借り受けた者は、当該届出者の義務を承継する。 2 届出者について相続、合併又は分割(当該届出に係る対象事業を承継させるものに限る。)があったときは、相続人、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該事業を承継した法人は、当該届出者の義務を承継する。 3 前 2 項の規定により届出者の地位を承継した者は、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）	関係法令等
（廃止の届出） 第 17 条 事業者は、太陽光発電設備を廃止しようとするときは、規則で定めるところにより、廃止しようとする日の 30 日前までに、その旨を市長に届け出なければならない。 2 事業者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）その他関係法令に基づき、太陽光発電設備の撤去、適正な処分その他必要な措置を講じなければならない。	●再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 （解体等積立金の積立て） 第 15 条の 12 2 認定事業者は、積立対象区分等に該当する再生可能エネルギー発電設備を用いて発電した再生可能エネルギー電気を供給するときは、経済産業省令で定める期間にわたり、当該再生可能エネルギー発電設備の解体等に要する費用に充てるための金銭を解体等積立金として積み立てなければならない。 ●事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）（資源エネルギー庁） ①撤去及び処分（リサイクル、リユース、廃棄） （1）計画的な廃棄等費用の確保 再エネ特措法第 15 条の 12 第 3 項 （2）事業終了後の撤去・処分の実施 再エネ特措法第 15 条の 12 第 1 項 再エネ特措法施行規則第 5 条第 1 項第 3 号、第 4 号、第 14 号 ●廃棄等費用積立ガイドライン（資源エネルギー庁） ①FIT 認定事業における外部積立ての方法 （1）積立金の額・単価 再エネ特措法第 10 条の 2 第 2 項、第 15 条の 13 第 1 項、第 2 項、第 5 項 （2）積立ての時期 再エネ特措法第 15 条の 12 第 2 項 再エネ特措法施行規則第 13 条の 4 第 1 号、第 2 号 （3）積立ての頻度 再エネ特措法第 15 条の 13 第 1 項 再エネ特措法施行規則第 13 条の 6 第 1 項、第 2 項 ○ （4）積立ての具体的方法 再エネ特措法第 15 条の 12 第 3 項、第 4 項 再エネ特措法施行規則第 13 条の 5 ●廃棄物の処理及び清掃に関する法律 （事業者の責務） 第 3 条 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。 （事業者及び地方公共団体の処理） 第 11 条 事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。
（報告の徴収及び立入調査） 第 18 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対して報告若しくは資料の提出を求め、又は職員に事業区域への立入調査を行わせることができる。 2 前項の規定により立入調査を行う者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人からの請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 第 1 項の規定に基づく調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （立入調査） 第 14 条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し太陽光発電施設の状況その他必要な事項の報告を求め、又は職員を事業区域その他の施設に立ち入らせ、届出事項等について調査を行うことができる。 2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、必要に応じて提示しなければならない。

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）	関係法令等
（指導又は助言） 第 19 条 市長は、この条例の施行に関し必要があると認めるときは、事業者に対し、必要な措置を講ずるよう指導又は助言をすることができる。 （勧告及び公表） 第 20 条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、事業者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。 （1） 第 9 条から第 10 条、第 13 条及び第 16 条から第 17 条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき （2） 第 18 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき （3） 第 18 条の規定による立入調査を正当な理由なく拒んだとき （4） 正当な理由なく、前条の規定による指導に従わないとき 2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その旨及び勧告に従わない者の氏名又は名称並びに住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）を公表することができる。	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （助言、指導又は勧告） 第 15 条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して必要な措置を講ずるよう助言又は指導を行うことができる。 2 町長は、次の各号のいずれかに該当するとときは、事業者に対して期限を定め、必要な措置を講ずるよう勧告を行うことができる。 （1） 太陽光発電事業により、法面の崩壊、濁水、騒音、反射光等の町民の生活環境等に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき。 （2） 第 8 条第 1 項又は第 2 項、第 9 条、第 10 条、第 12 条第 3 項の規定による届出を行わず、又は虚偽の届出等をしたとき。 （3） 正当な理由なく第 8 条第 1 項又は第 2 項の規定による届出をする前に設置工事に着手したとき。 （4） 第 10 条の規定による措置を講じなかったとき。 （5） 第 11 条の規定による維持管理を怠り、事業区域外に被害を与えたとき又は被害を与えるおそれがあるとき。 （6） 前条第 1 項の規定による報告の求めに応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは立入調査に応じなかったとき。 （7） 前項の助言又は指導に正当な理由なく従わなかったとき。 （命令） 第 17 条 町長は、第 15 条第 2 項の規定による勧告に正当な理由なく従わない事業者に対して、期限を定めてその勧告に従うことを命ずることができる。 2 町長は、前項の規定による命令をするときは、岡垣町環境基本条例（平成 14 年岡垣町条例第 9 号）第 13 条の規定により設置された岡垣町環境審議会の意見を聴かなければならない。 （公表） 第 18 条 町長は、前条の規定による命令を受けた事業者が、前条の命令に正当な理由なく従わないときは、当該事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに当該命令の内容を公表することができる。
（国又は県への報告） 第 21 条 市長は、前条第 2 項の規定による公表をしたときは、国又は県へ報告することができる。	●再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 （指導及び助言） 第十二条 経済産業大臣は、認定事業者に対し、認定計画に係る再生可能エネルギー発電事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 （改善命令） 第十三条 経済産業大臣は、認定事業者が第十条の三の規定に違反していると認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 （認定の取消し） 第十五条 経済産業大臣は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第九条第四項の認定を取り消すことができる。 一 認定事業者が第十条の三の規定に違反しているとき。 二 認定計画が第九条第四項第一号から第四号までのいずれかに適合しなくなったとき。 三 認定事業者が第十三条の規定による命令に違反したとき。 四 認定計画に係る再生可能エネルギー発電設備が積立対象区分等に該当する場合においては、認定事業者が第十五条の十二第二項又は第十五条の十七の規定による積立てをしていないとき。

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（案）	関係法令等
（国又は県への報告）第 21 条の続き	※国に対しては、「再生可能エネルギー事業の不適切案件に関する情報提供フォーム」による報告を、県に対しては、関係法令に基づく許可を受けた事業について報告を想定している。 ●電気事業法 （技術基準適合命令） 第五十六条 経済産業大臣は、一般用電気工作物が経済産業省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、その所有者又は占有者に対し、その技術基準に適合するように一般用電気工作物を修理し、改造し、若しくは移転し、若しくはその使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。
（審議会への意見聴取） 第 22 条 市長は、自然環境、生活環境等の保全について、必要に応じて飯塚市自然環境保全条例（平成 18 年飯塚市条例 239 号）第 6 条に規定する飯塚市自然環境保全対策審議会の意見を聴くことができる。	●岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例（※一例） （命令） 第 17 条 町長は、第 15 条第 2 項の規定による勧告に正当な理由なく従わない事業者に対して、期限を定めてその勧告に従うことを命ずることができる。 2 町長は、前項の規定による命令をするときは、岡垣町環境基本条例（平成 14 年岡垣町条例第 9 号）第 13 条の規定により設置された岡垣町環境審議会の意見を聴かなければならない。
（委任） 第 23 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

【1-5】

※環境整備課調べ

	都道府県	市町村	条例名	締結する相手方
1	岐阜県	中津川市	中津川市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	・利害関係団体等 自治会、近隣関係者その他の事業の実施に関して、直接利害関係がある者
2	茨城県	結城市	結城市生活環境等と太陽光発電設備設置事業との調和及び運営事業の適正管理に関する条例	・地元関係者 区長、隣接住民及び周辺住民(境界から0～50m)
3	愛知県	瀬戸市	瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例	・自治会等の地元組織
4	長野県	富士見町	富士見町太陽光発電設備の設置及び維持管理に関する条例	・関係区 事業区域の境界から100m以内の区域を含む区・集落組合及び町長が特に必要と認める区・集落組合
5	静岡県	磐田市	磐田市自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	・地元自治会 地方自治法第260条の2第1項に規定する地縁による団体であって、その区域に事業区域を含む自治会及び規則で定める隣接する自治会(境界から600m以内の自治会)
6	長野県	山形村	山形村太陽光発電施設の設置及び維持管理等に関する条例	・地元地区等 その区域に事業区域を含む行政区及び連絡班並びに事業区域の境界から100メートル以内の区域を含む行政区及び連絡班
7	愛媛県	宇和島市	宇和島市太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	・地元団体等 事業区域及びその周辺の地域の自治会等
8	長野県	中川村	中川村太陽光発電施設の設置等に関する条例	・周辺関係者 事業区域を含む行政区並びに隣接する土地の所有者又は使用者及び太陽光発電事業に伴って生活環境に一定の影響を受けると認められる者
9	埼玉県	川島町	川島町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	・周辺関係者 太陽光発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者 (太陽光発電事業に係る事業区域の境界から50メートル以内の土地並びにその土地に存する建築物の所有者、居住者、管理者及び占有者等)
10	埼玉県	吉見町	吉見町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	・近隣住民等 太陽光発電設備が設置される区域に隣接する土地若しくは家屋の所有者及び居住者並びに事業区域が在する行政区の区長など、太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境に一定の影響を受けると認められる者
11	埼玉県	小川町	小川町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・行政区、水利組合等一定の影響を受けると認められる団体
12	埼玉県	ときがわ町	ときがわ町太陽光発電設備の設置及び管理に関する条例	・地域住民等 太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に一定の影響を受ける者であって規則で定めるもの ①事業区域の近隣に居住している者 ②事業区域の近隣の土地若しくは建築物の所有者又は管理者及び占有者 ③事業区域に関係する行政区等(事業区域が行政区の境界付近の場合は、隣接する行政区も含む。)の代表者
13	埼玉県	鳩山町	鳩山町自然環境と景観の保全に配慮した太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・地域住民等 太陽光発電事業の実施に伴い、生活環境等に一定の影響等を受けると認められる者及び事業区域が活動範囲に含まれる行政区等の住民

地域住民等との協定締結を義務としている自治体

※環境整備課調べ

	都道府県	市町村	条例名	締結する相手方
14	長野県	伊那市	伊那市太陽光発電設備の設置等に関する条例	・自治会等の長
15	長野県	塩尻市	塩尻市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・隣接住民等 事業区域の境界から50メートル以内の区域において居住し、土地若しくは家屋を所有し、又は農林水産業を営む者、生活環境等の保全上の利害関係を有する者及び事業区域に係る自治会の代表者
16	熊本県	南関町	南関町太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等に関する条例	・地域住民等 事業区域の一部若しくは全部を含む行政区又はこれらの行政区と同程度の生活環境等の影響を懸念される行政区の土地所有者等及び居住者等
17	埼玉県	毛呂山町	毛呂山町太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例	・事業区域を含む行政区(事業区域が行政区の境界付近の場合は、隣接する行政区を含む。)
18	長野県	安曇野市	安曇野市太陽光発電設備の設置等に関する条例	・区等の長
19	長野県	小諸市	小諸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例	・事業区域が所在する区(小諸市自治基本条例第3条第4号に規定する区)
20	茨城県	筑西市	筑西市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・地域住民等 事業区域に隣接する土地の所有者、事業区域の境界から200メートル以内に居住する住民及び当該区域内において農林水産業その他の事業を営む者、事業区域の境界から200メートル以内に建築物等を所有している者
21	埼玉県	東松山市	東松山市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・近隣住民等 ①事業区域の境界から50メートル以内の区域に存する土地の所有者、占有者又は管理者。 ②事業区域の境界から50メートル以内の区域に存する土地に建築された建物の所有者、居住者又は管理者 ③事業区域の境界から50メートル以内の区域を含む地域の居住者をもって構成する自治会の代表者 等
22	埼玉県	寄居町	寄居町太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例	・区等 事業区域が存する区(区の設置等に関する規則第2条の区をいう。)及び太陽光発電事業により一定の影響を受けると認められる団体
23	宮城県	蔵王町	蔵王町自然環境等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例	・地域 事業区域を含む行政区及び事業の実施により自然環境等に一定の影響を受けると認められる行政区(蔵王町行政区長に関する条例施行規則第2条に規定する区域をいう。)
24	長野県	小海町	小海町太陽光発電設備の設置等に関する条例	・事業区域が所在する行政区
25	大阪府	高槻市	高槻市太陽光発電施設の適正な設置のための手続等に関する条例	・特定近隣関係者：自治会等

太陽光発電設備の適正な設置等に関する協定書（ひな形）

〇〇（以下「甲」という。）と【事業者名・代表者の職氏名】（以下「乙」という。）は、乙の実施する太陽光発電事業について、飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例（令和〇年飯塚市条例第〇〇号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり協定を締結する。

（事業の実施）

第 1 条 乙は、この協定の定めるところにより、次の事業（以下「事業」という。）を実施するものとする。

事業の種類	太陽光発電事業
事業地	飯塚市〇〇〇〇〇〇番 外〇〇筆
事業面積	〇〇平方メートル
事業規模	〇〇キロワット

（甲乙の協力）

第 2 条 甲及び乙は、事業の実施に伴い、相互に緊密な連絡調整を図り、乙の事業が円滑かつ適切に実施されるよう努めるものとする。

（維持管理）

第 3 条 乙は、災害の発生及び生活環境の保全に支障が生じないように、法令等に基づき、事業地内を適正に維持管理するものとする。

（補償の責任）

第 4 条 乙は、事業に起因して甲に損害を与えた場合は、速やかに復旧措置等を講じるとともに、損失の補償について誠実に履行しなければならない。

（撤去及び処分等費用の確保）

第 5 条 乙は、事業終了後の撤去及び処分を確実に実施するため、継続的に資金の積み立てを行うものとする。

2 乙は、前項に規定する積み立て計画について、あらかじめ甲に報告するとともに、積み立て状況についても定期的に甲に報告するものとする。

（事業終了後の処置）

第 6 条 乙は、事業を終了する場合は、あらかじめその旨を甲に通知し、法令等に基づき、撤去及び処分等を行うものとする。

(権利譲渡)

第7条 乙は、事業にかかる権利を第三者（以下「承継者」という。）に譲渡するときは、事前に承継者に本協定書を提示し、協定を遵守する旨の書面を甲に提出させるものとする。

(協定書の存続)

第8条 本協定書は、協定の締結日から第6条に従った撤去及び処分等の完了まで効力を有するものとする。

2 甲及び乙の代表者に変更が生じた場合においても、本協定の効力は存続するものとする。

3 相互の連絡体制に変更が生じた場合は、速やかに相手方に変更内容等について通知するものとする。

(疑義等の処理)

第9条 甲及び乙は、本協定に関して疑義が生じた場合、又は、本協定の履行に関して必要が生じた場合は速やかに協議し、協議を通じて円満に解決できるよう努めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和 年 月 日

甲 住 所

職氏名 ⑩

乙 住 所

事業者名

職氏名 ⑩